

## 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要領

	平成12年3月24日	12構改D第261号
改正	平成13年1月5日	12構改A第961号
	〃 平成19年3月30日	18農振 第1834号
	〃 平成20年4月1日	19農振 第2090号
	〃 平成21年9月1日	21農振 第1151号
	〃 平成30年3月30日	30農振 第1949号

(農村振興局長から各地方農政局長，沖縄総合事務局長，各都道府県知事あて)

### 第1 目的

この要領は，災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し，必要な事項を定めることにより，本事業の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

### 第2 事業の範囲

本事業の要綱第2第1項に規定する「これら流木等の処理」とは，洪水，台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等（以下「流木等」という）の集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分等に係る事業とする。

### 第3 事業の対象とする経費

本事業の対象とする経費については，要綱第7の別表に掲げるとおりとする。

ただし，流木等の処分について，有効活用について配慮するとともに，廃棄物として適正に処分するために必要な費用を計上することとする。

### 第4 採択基準の取扱いについて

- 1 本事業の対象となる流木等の漂着範囲が複数の海岸であり，関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には，事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000立方メートル以上であれば，補助対象とする。ただし，一の事業主体の補助対象となる事業費は，200万円以上とする。
- 2 1の「複数の海岸」とは，以下のとおりとする。

- (1) 一又は複数の都道府県内における一の沿岸区分内の複数の海岸
  - (2) 一又は複数の都道府県内における連続する複数の沿岸区分内の複数の海岸
  - (3) 一又は複数の都道府県内における海峡等を挟んで対面する沿岸区分内又はそれと連続する沿岸区分内の複数の海岸
- 3 採択基準における漂着量は、一発生原因当たり（〇月〇日洪水、台風〇号等）1,000立方メートル以上の場合を原則とする。
- ただし、発生原因が連続して生じた場合はその累積とすることができる。
- 4 原則として、一般公共海岸区域の流木等の処理等は補助対象としない。
- ただし、海岸保全区域に漂着した流木等と連続して漂着し、かつ、海岸保全施設から1キロメートル以内の流木等については、この限りではない。

## 第5 漂着流木等状況報告

本事業の申請を行おうとする都道府県は、速やかに別記様式-1により状況を報告するものとする。

## 第6 応急対策

- 1 本事業の採択前に、流木等により海岸保全施設の機能が阻害され、これを放置することにより、背後の人家、公共施設、農用地等に著しい被害を生ずる危険性が大きいと認められる場合は、漂着量が本事業の要綱第3（3）の採択基準を満たさない時点であっても、あらかじめ農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」とする。）と協議の上、応急対策が実施できるものとする。
- 2 応急対策を要する場合の協議は、第5の漂着流木等状況報告時に併せて行うこととする。また、本事業の採択前に応急対策を実施するものについては、写真等の資料により被災の状況、事業の実施状況、処理量等の整理が十分なされ確認できるもののみ補助対象とする。

## 第7 関係者間との調整

流木等が広範囲に漂着し、複数の海岸にわたる場合は、必要に応じて関係者で構成する協議会を設置するなど十分調整を行うものとする。

## 第 8 事前協議

漂着流木等状況報告の後，速やかに（原則 1 週間以内），下記資料を作成し農村振興局と協議を行うものとする。

- (1) 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業見込額報告書：別記様式－ 2
- (2) 添付資料
  - ①位置図（県等の管内図）
  - ②概略平面図
  - ③状況写真
  - ④新聞記事の切り抜き
  - ⑤その他参考となる資料

## 第 9 事業の申請

事前協議後 2 週間以内に，申請様式－ 1 により，下記資料を添付の上，申請するものとする。

- (1) 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業計画書：別記様式－ 3
- (2) 添付資料
  - ①事業費総括表 1：別記様式－ 4
  - ②工事費内訳書 1：別記様式－ 5
  - ③位置図（県等の管内図：処分場の位置，距離についても記入のこと）
  - ④平面図（海岸保全施設からの距離等保全施設への影響が把握できる図面）
  - ⑤断面図（海岸保全施設への影響が把握できる図面）